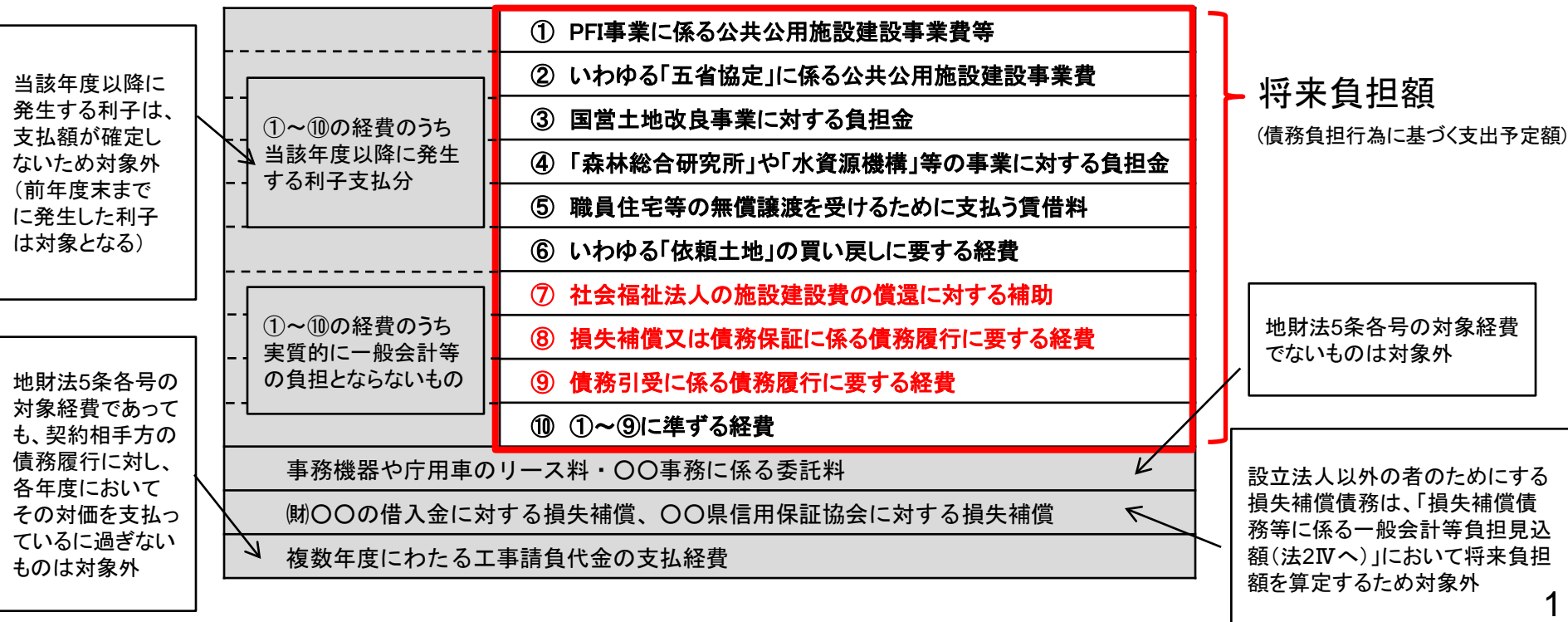


債務負担行為に基づく支出予定額

(参考2)

- 将来負担比率の対象となる「債務負担行為に基づく支出予定額」とは、前年度末時点において地方公共団体が予算に定めている債務負担行為(設立法人以外の者のために債務を負担する行為を除く)に基づく支出予定額のうち、地方債をその財源とすることができる地方財政法第5条各号の経費に係るもので、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額(当該年度以降の利払いに係る支出予定額を除く)をいう(法2IVロ、令5、則8)。

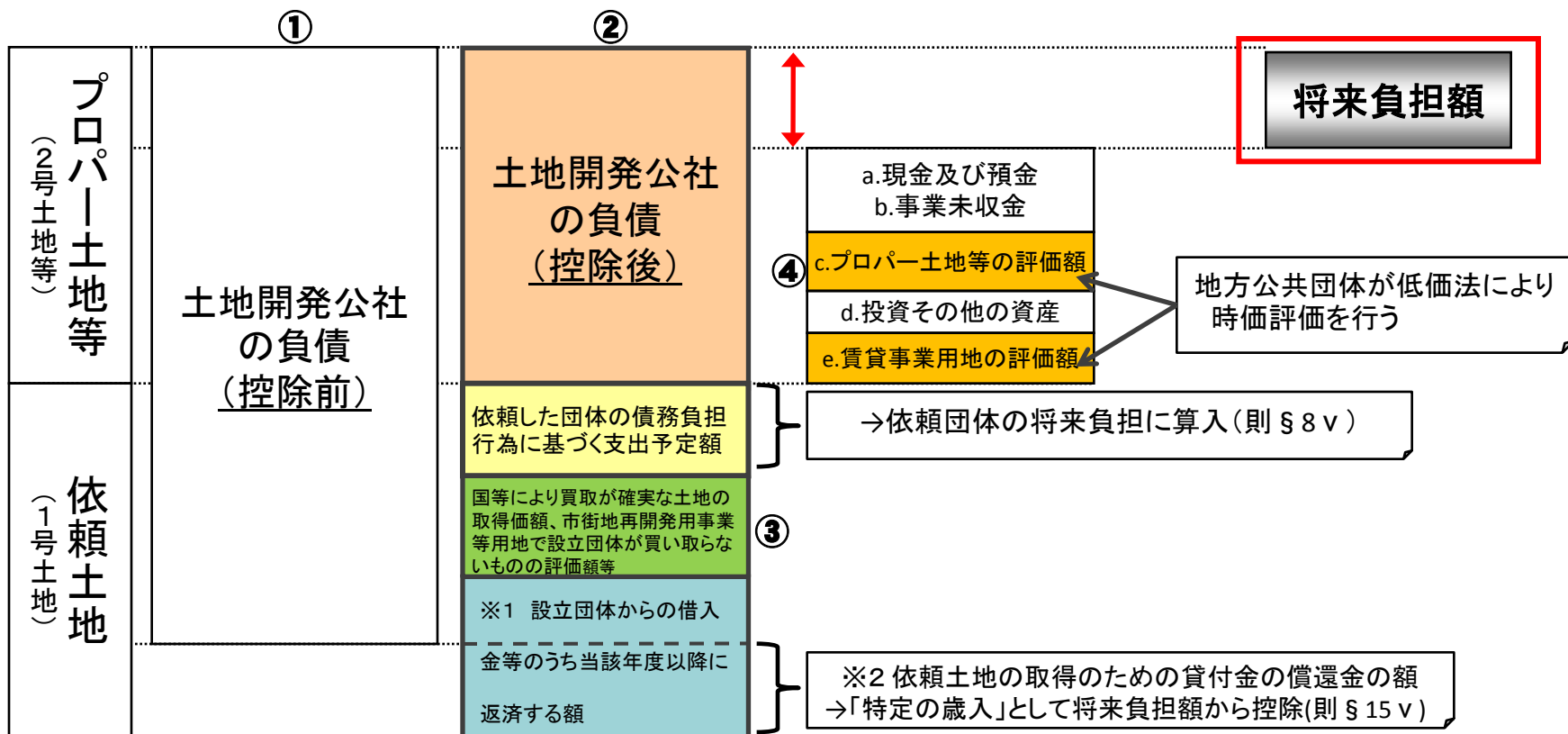
- 将来負担比率の対象となる「債務負担行為に基づく支出予定額」のイメージ(赤字は平成21年度明定分)



土地開発公社の負債額に係る一般会計等負担見込額①

【土地開発公社の設立団体】 ※当該土地開発公社を設立した地方公共団体以外による損失補償又は保証がない場合

- ① 土地開発公社の貸借対照表上の負債を把握（設立団体からの借入金等(※1)のうち、設立団体が依頼土地の取得のために貸し付けたと認められる貸付金の償還金の額(※2)等以外の額であって当該年度以降に返済する額をこの負債から控除)
- ② 土地開発公社の負債(控除前)から、依頼土地に係るもので、依頼した地方公共団体の買取りに係る債務負担行為に基づく支出予定額を控除(別途、依頼団体の将来負担に算入)
- ③ また、土地開発公社の負債(控除前)から、国等の依頼による土地はその買取りが確実かつ合理的な場合に限り控除し、市街地再開事業等用地であって設立団体が買い取らないものは低価法による評価を行い控除
- ④ 土地開発公社の負債(控除後)が、次のaからeに掲げる額を合算した額を超える場合の当該超える額を当該設立団体の将来負担額に算入(共同設立の場合には、当該設立団体で合理的かつ適切な算定方法により按分した額とする)
 - a. 現金及び預金の額 b. 事業未収金の額(プロパー土地に係るものに限る)
 - c. プロパー土地等の評価額 d. 投資その他の資産の額(eは除く) e. 賃貸事業用地の評価額



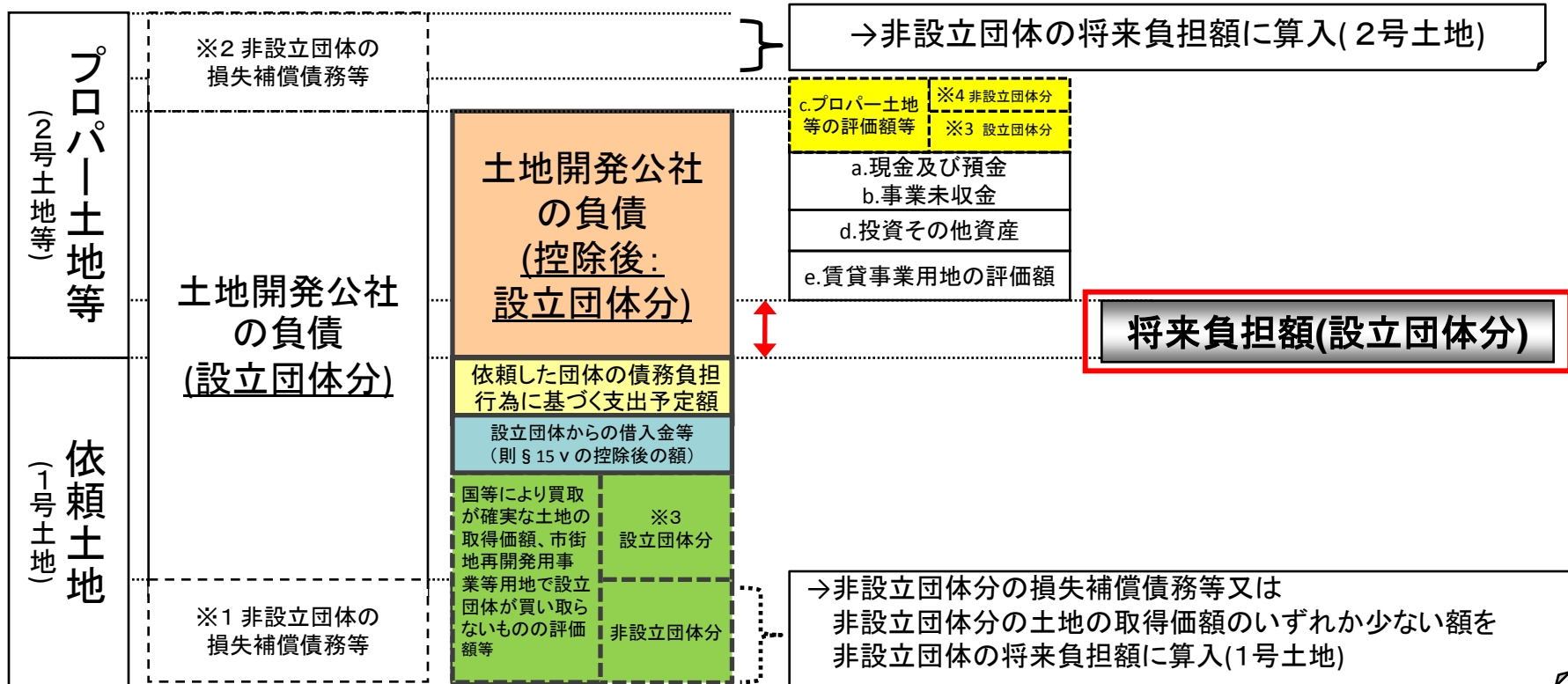
土地開発公社の負債額に係る一般会計等負担見込額②

【土地開発公社の設立団体】 ※当該土地開発公社を設立した地方公共団体以外による損失補償又は保証がある場合

- (1) 土地開発公社の貸借対照表上の負債を把握(ただし、次のとおり非設立団体の損失補償債務等を控除)
 - ・ 依頼土地に係る土地開発公社に対する損失補償又は保証に係る債務の額のうち、非設立団体の損失補償債務等(※1)を控除
 - ・ プロパー土地等に係る土地開発公社に対する損失補償又は保証に係る債務の額のうち、非設立団体の損失補償債務等(※2)を控除
- (2) 以後の算定は、「土地開発公社の負債額に係る一般会計等負担見込額①」(当該土地開発公社を設立した地方公共団体以外による損失補償又は保証がない場合)の例による(ただし、国等により買取が確実な土地の取得価額、市街地再開発用事業等用地で設立団体が買い取らないものの評価額等及びプロパー土地等の評価額等については、設立団体分のみを控除財源とする(※3))

【設立団体以外の地方公共団体(非設立団体)】

- (1) 依頼土地に係る土地開発公社に対する損失補償又は保証に係る債務の額と当該土地の取得価額のいずれか少ない額を、非設立団体の将来負担額に算入
- (2) プロパー土地等に係る土地開発公社に対する損失補償又は保証に係る債務の額から、当該土地の評価額等(※4非設立団体分)を控除した額を、非設立団体の将来負担額に算入



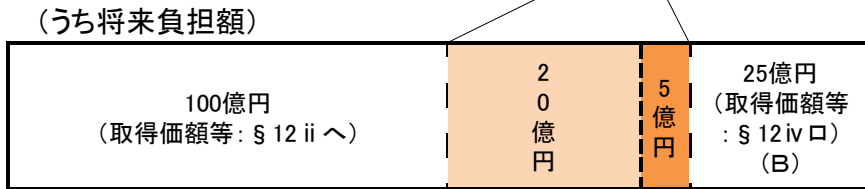
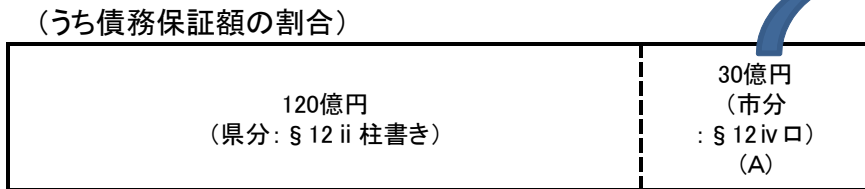
(参考例) 県土地開発公社が保有する2号土地について市が債務保証を行っている場合

席上配付資料

<2号土地>

- 取得のための借入金の総額 150億円
- 取得のための借入金について、県と市で8:2の割合で債務保証
(県(設立団体)の債務保証額:120億円 市(非設立団体)の債務保証額:30億円)

(対象となる2号土地)



▼ **県**の
将来負担額に算入
 ▼ **市**の
将来負担額に算入

※ 当該土地は、§ 12 iv 口括弧書きに規定する「当該土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている地方公共団体が複数ある場合には、当該地方公共団体間の損失補償若しくは保証の割合又は当該地方公共団体間で協議の上定めた割合によりあん分した土地」をいう。

→ 市(非設立団体)の将来負担額 (A) - (B) = 5億円
(内訳)
 債務保証額 (A) = 30億円
 取得価額等 (B) = 25億円